

商工労働部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「手続条例」という。）第19条及び指定管理業務点検要領（平成19年9月19日付行政経営推進課長通知）の規定に基づき、商工労働部が所管する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）に係る選定及び審査並びに管理運営状況の評価を厳正かつ公平に行うために開催する指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審査・運営評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 手続条例第5条の規定による審査に関する事項
- (2) 手続条例第6条第2項の規定による審査に関する事項
- (3) 手続条例第6条第4項の規定による検討
- (4) 手続条例第22条第3項の規定による審査に関する事項
- (5) 前3号に掲げるもののほか、指定管理候補者の選定及び審査に必要とする事項
- (6) 指定管理施設の管理運営状況の評価に関する事項
- (7) 指定管理施設の管理運営に関する調査及び提言に関する事項

(委員)

第3条 審査・運営評価委員会は、次に掲げる者で構成する。ただし、他の部（局）長等が所管する公の施設に係る指定管理候補者を合同で選定する場合はこの限りではない。

- (1) 鳥取県商工労働部経済産業振興監
- (2) 学識経験者 1名
- (3) 公認会計士又は税理士 1名
- (4) 当該施設に関する有識者 2名

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から施設の管理運営状況の評価結果等を県に提出するまでの期間とする。

(委員長等)

第4条 審査・運営評価委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 審査・運営評価委員会の事務局は、対象施設を所管する課（室）に置き、庶務業務を処理する。

(会議)

第6条 審査・運営評価委員会は、商工労働部長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査・運営評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査・運営評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 審査・運営評価委員会は、審査のために必要があると認めるときは、応募者、指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）、指定管理者その他の関係者に対して審査・運営評価委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(公正性の確保等)

第8条 委員は、厳正かつ公平に第2条の任務を行わなければならない。

2 委員は、審査・運営評価委員会において知り得た情報（公表された情報を除く。）について他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

3 委員は、第2条の任務を行うに当たり、応募者等又はその代理人から、審査及び評価に関する説明、交渉等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。

4 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接利害関係があるときは、審査・運営評価委員会において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得なければ、審査及び評価に参加することができない。

5 委員が前2項による報告又は申出をすべき事実がありながら、報告又は申出を行わなかったときは、当該委員は、審査及び評価に参加してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査・運営評価委員会の運営に関し必要な事項は、審査・運営評価委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行し、平成30年度から適用する。